

自転車を利用する皆様へ

自転車の交通違反に対し 反則通告制度(青切符)を適用 ～令和8年4月1日から～

参考資料

道路交通法の改正により、自転車の交通違反に対する反則通告制度（青切符）の導入について、令和8年4月1日から施行されることが決まりました。



反則通告制度(青切符)とは・・

道路交通法違反のうち、信号無視や指定場所一時不停止など比較的軽微であり、警察官が現認可能で定型的な違反を対象に、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度です。

酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符（赤切符）で対応します。

また、反則通告制度は16歳以上の者を対象としております。

《主な違反と反則金額》

携帯電話使用（保持）	1万2千円
信号無視	6千円
通行区分違反（逆走等）	6千円
指定場所一時不停止	5千円
公安員会遵守事項違反（傘さし運転等）	5千円
並進、二人乗り	3千円

Q&A

Q 自転車の全ての交通違反が検挙されるのですか？

A 現状では警察官が自転車の交通違反を認知した際、警告に従わない場合や、歩行者や他の車両に危険を及ぼした場合など、悪質・危険な違反に対して検挙を行い、それ以外の違反については現場で指導警告を行っており、これは、青切符の導入後も変わりません。

Q 検挙された場合、運転免許停止などの処分がありますか？

A 運転免許を有している者が自転車で交通違反した場合でも、運転免許の点数が付されることはありません。しかし、その違反が酒気帯び運転やひき逃げなど特に悪質・危険な交通違反の場合、点数に関係なく運転免許の効力が停止されることがあります。